



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (税務課) ..... 1
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告 (教育庁教育支援課) ..... 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 (教育庁教育支援課) ..... 3

### 訓 令

- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令 (土地対策課) ..... 5
- 沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 (保健医療政策課) ..... 5

### 企業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 ..... 6

### 公安委員会事項

- 機械警備業務管理者講習の実施 ..... 6

### 監査委員事項

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 ..... 7

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 ..... 7
- 不在者投票を行うことができる施設の指定 ..... 8
- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 ..... 8
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し ..... 8

### その他

- 行政オンブズマンの運営状況の公表 ..... 9
- 沖縄県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告 ..... 12

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年 7月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム番号制度対応に係る構築等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成27年 6月 5日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 契約金額 85,393,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年7月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年9月9日 沖縄県指令土第1007号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字与那城平安座5812番ほか44筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市曙2丁目24番13号曙沖商ビル7階 沖縄出光株式会社  
代表取締役 海野行雄
- 5 検査済証番号 平成27年6月24日 第4228号
- 6 工事完了年月日 平成27年4月30日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成27年7月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 教育用タブレット型端末等及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成27年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
  - (3) 申請書等の受付期間 平成27年7月3日（金曜日）から同月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年7月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する教育用タブレット型端末等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成27年7月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 教育用タブレット型端末等及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成27年9月30日（水曜日）
  - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 平成27年7月3日付け沖縄県公報定期第4359号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用タブレット型端末等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
    - イ 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成27年7月24日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあっては1日以内に、沖縄本島以外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
    - ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成27年7月24日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 平成27年7月6日（月曜日）から同月24日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 7月 6日（月曜日）から同月24日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成27年 8月14日（金曜日）午後2時
  - (2) 場所 沖縄県庁13階入札室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までには沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年 7月 6日（月曜日）から同月24日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)に示す場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
  - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 平成27年 8月13日（木曜日）午後5時
    - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Lease of tablet-type device for education including sets of application software 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE  
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) BID OPENING  
Date and Time: August 14, 2015 (Friday) 2:00 p.m.  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, Bid Room
- (4) POINT OF CONTACT  
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan  
Telephone 098-866-2711

## 訓 令

沖縄県訓令第47号

沖縄県企業局訓令第4号

沖縄県病院事業局訓令第5号

沖縄県教育委員会教育長訓令第8号

庁 内 一 般  
企 業 局  
病 院 事 業 局  
教 育 庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月3日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志  
沖 縄 県 企 業 局 長 平 良 敏 昭  
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次  
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明

### 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「知事公室防災危機管理課長」を「知事公室防災危機管理課長  
知事公室辺野古新基地建設問題対策課長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成27年7月3日から施行する。

沖縄県訓令第48号

保 健 医 療 部

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月3日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志

### 沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程（平成11年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、大学の学長（以下「学長」という。）が必要と認めるときは、それ以外の場所に勤務させることができる。

第6条第2項中「大学の学長（以下「学長」という。）」を「学長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成27年7月3日から施行する。

## 企 業 局 事 項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年 7 月 3 日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 平 良 敏 昭

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 企業局ネットワークシステム用ネットワーク通信機器等の賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務企画課総務班 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 3 落札者を決定した日 平成27年 6 月 4 日
- 4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社沖縄支店 沖縄県浦添市城間四丁目35番 1 号
- 5 落札金額 38,756,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年 4 月 24 日

## 公 安 委 員 会 事 項

### 沖縄県公安委員会告示第89号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第 2 項第 1 号の規定による機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年 7 月 3 日

沖縄県公安委員会

#### 1 講習期間等

区 分	講習期間	時 間	場 所
機械警備業務管理者講習	平成27年 8 月 10 日（月曜日）から同月 12 日（水曜日）まで	午前 9 時から午後 5 時（平成27年 8 月 12 日にあつては、午後 3 時）まで	那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 那覇地域職業訓練センター 第 5 教室
	【考査】 8 月 12 日（水曜日）	午後 3 時 25 分から午後 5 時 5 分まで	

#### 2 受講定員 25人

#### 3 受講対象者 法第 2 条第 5 項の業務に係る講習の受講を希望する者とする。

#### 4 受講申込手続等

- (1) 受講申込み 講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要な事項を記入するとともに、当該受講申込書に写真（提出前 6 月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (2) 提出先
  - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
  - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、平成27年 7 月 13 日（月曜日）から同月 17 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 9 時 30 分から午後 6 時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (4) 受講手数料 手数料38,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

- 5 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 6 その他
- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032-3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年7月3日

沖縄県監査委員 知 念 建 次  
 沖縄県監査委員 押 鐘 博 子  
 沖縄県監査委員 仲 田 弘 毅  
 沖縄県監査委員 渡 久 地 修

#### 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大竹栄	千葉県千葉市稲毛区稲丘町13番8号
大坪秀憲	東京都杉並区成田東五丁目29番6-204号グローリオ南阿佐谷
小松千恵	東京都世田谷区北沢一丁目41番12-203号
小澤朋人	神奈川県川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地15S1003
長山雄一郎	沖縄県島尻郡与那原町字東浜99番地の3ネクステージえびす403

#### 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成27年7月4日から平成28年3月31日まで

## 選 挙 管 理 委 員 会 事 項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成27年沖縄県選挙管理委員会告示第7号は、廃止する。

平成27年7月3日

沖縄県選挙管理委員会  
 委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,207
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た

数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 238,789

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
名護市	15,659
うるま市	30,861
沖縄市	34,676
宜野湾市	24,337
浦添市	28,505
那覇市	84,111
豊見城市	15,245
南城市	10,977
糸満市	15,132
宮古島市(宮古郡を含む。)	14,552
石垣市(八重山郡を含む。)	13,994
国頭郡(島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。)	18,227
中頭郡	39,002
島尻郡(伊平屋村及び伊是名村を除く。)	24,830

沖縄県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

平成27年7月3日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	指定年月日
住宅型有料老人ホーム アイホーム	沖縄市池原五丁目3番29号	平成27年6月19日

沖縄県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定内容の変更があった。

平成27年7月3日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
(新) 医療法人海秀会 うえむら病院	(新) 中頭郡中城村字南上原803番地3	平成27年1月1日
(旧) 医療法人海秀会 上村病院	(旧) 沖縄市胡屋一丁目6番2号	
障害者支援施設 太希おきなわ	(新) 島尻郡八重瀬町字仲座1038番地1	平成26年11月1日
	(旧) 島尻郡南風原町字神里631番地	

沖縄県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成27年7月3日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	取消年月日
-------	-----	-------



特別養護老人ホーム 良長園

豊見城市字金良88番地

平成27年 6月 19日

## そ の 他

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成7年3月27日知事決裁）第18条の規定により、平成26年度における行政オンブズマンの運営状況を次のとおり公表する。

平成27年 7月 3日

沖縄県行政オンブズマン 宮 城 嗣 宏  
 沖縄県行政オンブズマン 米 藏 博 美

### 第1 平成26年度苦情申立等の概要

#### 1 苦情申立等受付状況

(1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は、7件である。そのほか、窓口・電話等での苦情が112件、相談・要望等が94件、問合せ・資料請求が28件で、苦情相談等の件数は、合計241件となり、前年度の242件より1件減少している。

部局別には、子ども生活福祉部に係る苦情相談等が最も多く、次いで、土木建築部、知事公室、総務部、保健医療部、農林水産部の順となっている。

なお、月別の苦情申立等の受付状況は、次表のとおりである。

第1表 苦情申立等件数一覧

事 項 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立（書面）			1		1		1		1		2	1	7
窓口・電話等での苦情	3	8	15	9	7	9	11	6	7	13	13	11	112
相談・要望等	5	4	4	6	12	9	14	8	9	2	5	16	94
問合せ・資料請求	1	1	3	1	0	5	6	4	1	1	2	3	28
計	9	13	23	16	20	23	32	18	18	16	22	31	241

(2) 苦情申立（書面）受付件数を部局別にみると、土木建築部3件、子ども生活福祉部1件、保健医療部1件、農林水産部1件、教育庁1件となっている。

第2表 部局別苦情申立（書面）受付件数

部 局 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
知事公室													
総務部													
企画部													
環境部													
子ども生活福祉部							1						1
保健医療部			1										1
農林水産部												1	1
商工労働部													
文化観光スポーツ部													
土木建築部					1						2		3

教育庁									1				1
計			1		1		1		1		2	1	7

(注) 1件の苦情について所管する部局が複数ある場合には、主な窓口となる部局に算入する。

## 2 苦情申立（書面）処理状況及び苦情内容

### (1) 苦情申立（書面）処理状況

平成26年度は、前年度からの調査継続のものではなく、平成26年度に受け付けた7件全てを処理した。

処理済みの内訳は、行政に不備がなかったもの4件、申立ての趣旨に沿ったもの2件、調査することが適当でないもの1件となっている。

第3表 苦情申立処理状況

処 理 区 分	件数
1 申立人に結果通知したもの（苦情調査結果通知書送付）	6
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	(2)
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	(4)
2 所管外のもの	
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	
(2) 移送	
3 その他のもの（苦情を調査しない旨の通知書送付）	1
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	
(3) 虚偽、その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	(1)
4 調査を中止したもの	
5 取り下げられたもの	
処 理 済 合 計	7
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	
総 計	7

### (2) 苦情申立ての内容及び処理結果

書面による苦情申立ての内容及び処理結果は、次のとおりである。なお、括弧書きは、所管部局を示す。

#### ア 精神保健及び精神障害者福祉法に基づく申請の早期処理について（保健医療部）

〔趣旨〕 精神保健及び精神障害者福祉法に基づく申請を早期処理するよう、現担当者の転任又は変更を求める。

〔結果〕 当職としては、南部福祉保健所は申請に誠実に対応していると認められること、当該業務を申立人の指名する職員単独で処理しているものでもないことから、担当者の転任又は変更は適当ではないとの保健医療部の意見は妥当なものとする。

## イ 催告書により精神的苦痛を負ったことについて（土木建築部）

〔趣旨〕 沖縄県住宅供給公社からの催告書の誤発送により名誉を損され、精神的苦痛を負った。

〔結果〕 当職は、入居名義人に催告書が発送される以前に県営住宅退去に伴う住宅使用料、修繕費等の精算が完了していたことを確認した。

当職としては、土木建築部に対し、申立人へ誠意をもって謝罪するとともに、今後、同様の事例を発生させないよう公社職員に対する端末操作研修を実施し、入居者情報の迅速な処理を促進する等公社に対する指導監督を徹底するよう申し入れた。

## ウ 障害者福祉サービス事業所の指定取消について（子ども生活福祉部）

〔趣旨〕 障害者福祉サービス事業所の指定を取り消されたことは承服できない。撤回を求める。

〔結果〕 県は、監査後、県行政手続条例に基づき聴聞を行ったが、その際、事業者は陳述書において、関係法違反を認めている。

当職としては、事業者は監査後、改善を図ってはいるものの、関係法及び条例に基づく当該処分はやむを得ないものとする。

## エ 埋蔵文化センター職員の不適切な対応について（教育庁）

〔趣旨〕 埋蔵文化財センター職員の不適切な対応に関し注意指導を求める。

〔結果〕 当職としては、教育庁においては、当該職員等の不適切な言動について申立人に対し書面によりお詫びしていること、当該職員を厳しく注意指導し、深く反省させていること、同センターにおいて接遇に関する研修を予定していることから、苦情に適切に対応しているものと認める。

## オ 県知事名のねつ造文書について（土木建築部）

〔趣旨〕 県知事名での回答文書がねつ造されている。

〔結果〕 調査の過程において、本件苦情が判決により確定した権利関係に関する事項であることが判明し、所管外となることから調査を中止した。

## カ 県営住宅自治会の駐車場費用について（土木建築部）

〔趣旨〕 駐車場に係る費用を車を所有していない世帯にも負担させるのは納得できない。駐車場を利用している世帯で負担すべきである。

〔結果〕 申立人等自動車を保有しない入居者についても駐車場使用料の差額補填を負担させていることから、不公平であり納得できないとの申立人の主張については、当職としても理解するものである。

当職としては、土木建築部に対し、県営住宅の設置管理者として公平、公正の観点から適切な管理・運営に努めるとともに、自治会に対して必要な助言等を行い解決を図っていくよう申し入れた。

## キ J Aおきなわが個人情報を漏らしたことについて（農林水産部）

〔趣旨〕 J Aおきなわは、申立人が祖母の代理人であることを第三者に漏らした。県は監督する立場にあり調査してほしい。

〔結果〕 当職としては、今回の苦情申立てについては、農林水産省が定める監督方針に従い、「J Aバンク相談所」及び同相談所を通じJ Aバンクの紛争解決措置として弁護士会などが運営する「仲裁センター」を利用することが解決促進につながるものとする。

## 3 窓口・電話等での苦情・相談

苦情申立ては、文書によることとされているが、窓口・電話等での苦情・相談についても、できる限り対応している。

## 第2 提言及び意見表明

行政オンブズマンは、苦情調査の結果必要と認めるときは、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条の規定に基づき、知事に対し、是正等の措置を講ずるよう提言し、又は制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

平成26年度は、提言及び意見の表明はなかった。

## 第3 その他運営状況

## 1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村又は国の事務に関する場合も多く、これらの苦情等

についても、市町村の相談窓口、総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図り対応した。

## 2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談内容等を県のホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成26年度決算の要旨を公告する。

平成27年7月3日

沖縄県市町村職員共済組合  
理事長 野 国 昌 春

### 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区分	短期	長期	預託金	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(収入)									
負担金	4,571,729	10,931,274		143,174	146,790				
掛金	4,241,092	6,307,948			142,274				
施設収入									
基礎年金交付金									
利息及び配当金	395		167,272	130	3,360	356	290,569	134,461	0
その他の収入	1,011,562			48,376	9,000	8,712		585	
他経理から繰入金				27,152					
前年度支払準備金	695,657								
前年度繰越									
長期給付積立金									
計	10,520,436	17,239,222	167,272	218,833	301,424	9,068	290,569	135,046	0
(支出)									
給付金	4,414,177								
役職員給与				91,542	33,732	8,987	17,426	5,198	
旅費・事務費				15,876	3,533		2,555	6	
商品仕入									
飲食材料費									
委託費				2,951	2,822		87		
支払利息			167,272				108,474	117,010	
連合会払込金	99,900	17,239,222		63,603	3,359			6,759	
前期高齢者納付金	2,113,844								
後期高齢者拠出金	1,570,623								
老人保健拠出金	49								
退職者給付拠出金	283,645								
基礎年金拠出金負担金									
他経理へ繰入金	27,152								
その他の支出	1,208,064			33,086	283,222	12,367	9,173	1,329	
次年度支払準備金	681,929								
次年度繰越									
長期給付積立金									
計	10,399,384	17,239,222	167,272	207,058	326,668	21,354	137,716	130,302	0
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	121,052	0	0	11,775	△25,243	△12,286	152,853	4,744	0

### 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	長期	預託金	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(資産)									
流動資産	1,433,929	1,023,564	208,003	200,802	1,283,228	463,918	2,525,645	219,881	188
固定資産			8,057,268	2		321,467	9,976,699	4,774,250	
繰延資産									
資産合計	1,433,929	1,023,564	8,265,271	200,804	1,283,228	785,384	12,502,343	4,994,131	188
(負債)									
流動負債	451,707	1,023,564		8,329	165,134	15	11,273,212	765	
固定負債	681,929		8,265,271	101,385	27,733	70,455	34,909	4,691,364	
負債合計	1,133,636	1,023,564	8,265,271	109,714	192,867	70,469	11,308,122	4,692,128	0

(純資産)									
欠損金									
利益剰余金	300,293			91,090	1,090,361	714,915	1,194,222	302,003	188
純資産合計	300,293	0	0	91,090	1,090,361	714,915	1,194,222	302,003	188
負債・純資産合計	1,433,929	1,023,564	8,265,271	200,804	1,283,228	785,384	12,502,343	4,994,131	188

(注) 四捨五入により、合計と一致しない場合があります。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--